

令和6年12月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和6年12月26日（木）
開会 午後3時30分
閉会 午後4時20分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
農業委員9名
- 4 欠席委員
水野政起委員
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、課長補佐、主査2名
- 7 議題等
第26号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
報告事項18 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、9名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより12月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	【異議なしの声】
会 長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、飯沼勝則委員、松原圭子委員をお願いいたします。</p> <p>本日の付議事件は、第26号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が3件でございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、第26号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>それでは、第26号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請</p>

	<p>があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。なお、申請が3件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。</p> <p>【番号1 調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。番号1の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
水野郁代 委 員	<p>12月18日、森下幸夫委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、東印場町交差点を南に進み、最初の角を左に曲がり200メートル程進んだところに位置しており、近くに介護老人保健施設があります。申請地周辺には住宅はなく、北側は道路、東側は空き地、南側は堤防及び道路となっています。市街化調整区域で登記地目は雑種地ですが、畑として管理されていました。</p> <p>申請内容は、転用目的は分家住宅で、土地の面積は237平方メートルです。資金調達については借入です。</p> <p>申請理由は、申請者は今後夫婦ともに暮らすために自宅新築を検討しており、市街化区域で土地を探していましたが、最適な土地がなく、父に相談したところ、父所有の申請地に建築することとなりました。</p> <p>申請地は他の農地への影響が少なく、接地所有者等関係する方には承諾を得ており、関係者及び農作物を耕作している方々に被害のないよう万全を期して工事に当たるとの記載があります。</p> <p>汚水及び雑排水は合併浄化槽により処理し、北側に最終枡を作り道路側溝へ放流します。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議申し上げます。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>番号1について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
森下幸夫 委 員	<p>排水用の側溝について、西の方が土で埋まってしまっていますが建築許可は下りますか。それとも、建築許可が下りてから綺麗にするのですか。</p>
課長補佐	<p>建築許可とどちらが先かは分かりませんが、確実に排水できるようにしないと建築はできないと思われれます。</p>

松原昭平 委 員	道路北側の側溝には排水できませんか。
事務局	農業用水路のため、北側側溝には排水できません。
事務局長	側溝を入れ替えることは時間的にも難しいため、浚渫で対応することになると思います。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。 番号1について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号1については、許可相当とすることに決まりました。続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。
課長補佐	【番号2 調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。 その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。番号2の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
松原昭平 委 員	12月22日、飯沼勝則委員と現地を調査しました。 申請地は、中央通り宮下橋を南下して旧道の方に左折し、2本目の道を左折して50～100メートル程に位置しており、現在は畑になっています。 申請人は現在4人家族で暮らしておりますが、建替えを模索したものの道路が狭く建築許可が下りないため、申請人が家を出て、新しい家を建築することとなりました。建築にあたり、所有の土地を検討した結果、申請地を選定しました。 また、排水については、東側の最終枡から排水します。 以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。
飯沼勝則 委 員	所有地は他にもありますが、高齢期の両親の面倒や通勤のことを考えると、申請地が最も適しているとのことでした。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。 番号2について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】

森下幸夫 委 員	事業費については審議の対象になりますか。
飯沼勝則 委 員	計画的に無理がないかは確認する必要があると思います。今回の申請については、添付書類を確認しても問題ないと思われます。
事務局次長	現地調査の際に申請者と会って話すことはありましたか。もし申請内容について追加の情報があればお願いします。
松原昭平 委 員	特にお会いしていません。
荒谷弘美 委 員	現地を確認した際、土地の境界がビニールテープで仕切られており、資材も見られました。
課長補佐	建築は、許可が下りてからでないとできません。
飯沼勝則 委 員	図面を作成するにあたり、計測はする必要があったと思います。
横井利夫 委 員	分筆しているため、杭はあるはずです。また、道路占用許可申請中とありますので、道路幅を確保するために計測していると思われます。
飯沼勝則 委 員	周辺農地に影響はなく、排水についても問題ないため、許可相当と考えます。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。 番号2について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号2については、許可相当とすることに決まりました。続いて、番号3について、事務局から説明をお願いします。
課長補佐	【番号3 調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。 その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。番号3の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。

<p>栢原圭子 委 員</p>	<p>1 2 月 2 4 日、荒谷弘美委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地の南側の土地については、先月許可申請があり、御審議いただきました。今回の申請地はその北側の土地で、2 1 平方メートルの農業用水路に沿った細長い土地です。現在既に北側の土地と一体化して駐車場兼資材置場として使用されているため、始末書が添付されています。</p> <p>周辺の状況については南側土地の許可申請と同様のため、省略させていただきます。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議お願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>番号 3 について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
<p>森下幸夫 委 員</p>	<p>南側の土地との間にある細い土地については転用不要ですか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>農業用水路のため問題ありません。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に質問もないようですので、これより採決に移ります。</p> <p>番号 3 について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>【挙手全員】</p>
<p>会 長</p>	<p>挙手全員により、番号 3 については、許可相当とすることに決まりました。</p>
<p>会 長</p>	<p>これをもちまして本日の付議事件は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。報告事項 1 8 「農地法第 5 条の規定による届出の専決について」事務局より報告をお願いします。</p>
<p>課長補佐</p>	<p>それでは、報告事項 1 8 「農地法第 5 条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>農地法第 5 条の規定による届出が 2 件で、5 1 0 平方メートル、主な概要は、南本地ヶ原町地内ほかで、一般個人住宅 2 件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
<p>会 長</p>	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>

事務局	<p>1点ございます。違反転用に対する是正指導についてです。登記簿上の地目が農地である土地で現況が非農地利用されている土地、いわゆる違反転用状態の土地の所有者に対して、適切な農地管理、または適切な手続きをしてもらうよう依頼する旨の通知を実施しますので、ご承知おきください。詳細については、事務連絡にて説明させていただきます。</p>
会 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。次回農業委員会は1月28日(火)午後3時30分から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>